

○環境省告示第八十五号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（令和七年環境省令第二十二号）第三十三条第十号、第三十六条第二号、第三十七条第五号、第三十八条第三号及び第五十一条第二号の規定に基づき、廃太陽電池に係る処分の基準等を次のように定める。

令和七年十一月十二日

環境大臣 石原 宏高

廃太陽電池に係る処分の基準等

（廃太陽電池の処分を行う高度分離・回収事業計画に添付すべき書類）

第一条 廃太陽電池（特に高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化の実施が見込まれるものとして環境大臣が定める廃棄物（令和七年十一月環境省告示第八十二号）第一号で規定する廃太陽電池をいう。以下同じ。）に係る資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十三条第十号の規定により環境大臣が定める書類は、次のとおりとする。

一 廃太陽電池の処理に係る処分の用に供する施設の処理の原理の概要を説明した書類

二 廃太陽電池の処理により得られるガラスについて、板ガラスの原料として使用することができ
る品質を満たす旨の評価を受けたことを示す資料

三 当該処分の用に供する施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査
の結果を記載した書類

四 熱分離（熱分解により廃太陽電池に使用される有機物を選択的に処理し、板ガラスの原料とし
て使用可能な品質や性状を有する状態でガラスの分離を行うことをいう。以下同じ。）を行う
場合にあつては、施設への廃太陽電池の投入から処理の完了までの炭素の物質収支を示した資
料

五 その他必要な書類

（廃太陽電池の処分を行う高度分離・回収事業計画の記載事項）

第二条 廃太陽電池に係る規則第三十六条第二号の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおり
とする。

一 処理する廃太陽電池の種類及び性状

二 処理する廃太陽電池の附属品の種類

三 廃棄物の処分の用に供する施設の維持管理に関する計画

四 申請者が第四条第一号に掲げる基準に適合する者であることの説明

（廃太陽電池の処分を行う高度分離・回収事業の内容の基準）

第三条 廃太陽電池に係る規則第三十七条第五号の規定により環境大臣が定める基準は、再資源化により得られるガラスの大部分が、板ガラスの原料として使用できる品質を確保できることとする。

（廃太陽電池の処分を行う高度分離・回収事業計画の申請者の能力に係る基準）

第四条 廃太陽電池に係る規則第三十八条第三号の規定により環境大臣が定める申請者の能力の基準は、次のとおりとする。

一 廃太陽電池の受光面に使用されるガラスの性状の確認及び管理を適切に行うことができる者であること。

二 処分の用に供する施設を次に掲げる基準に従い維持管理することができるとあること。

イ 排ガスを生ずる場合には、排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ロ 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。

ハ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

三 処分の用に供する施設が熱分離設備（熱分離により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。

）である場合には、前号に定めるもののほか、次に掲げる基準に従い当該施設の維持管理をすることができることであること。

イ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第六条第二項に規定するばい煙量及び同項に規定するばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、ふっ弗素、ふっ弗化水素及びふっ弗化珪素けいに係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ロ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ハ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

（廃太陽電池の処分を行う高度分離・回収事業計画の処分の用に供する施設に係る基準）

第五条 廃太陽電池に係る規則第三十八条第三号の規定により環境大臣が定める施設の基準は、熱分離により処理する方法にあつては、次の要件を備えた熱分離設備が設けられていることとする。

一 分離するガラスに付着している有機物の大部分を除去し、かつ、その他有用なものの分離を行う構造のものであること。

二 処理に伴って生じたガスを摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。

三 煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。

（廃太陽電池に係る処分の基準に係る環境大臣が定める方法）

第六条 廃太陽電池に係る規則第五十一条第二号の先進的な産業廃棄物の処理に関する技術を勘案して、生活環境の保全のために環境大臣が定める方法は、廃太陽電池の熱分解を行う場合にあつては、次のとおりとする。

一 熱分離を行う場合にあつては、次に掲げる構造を有する熱分離設備を用いること。

イ 熱分離を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。ロについて同じ。）。

ロ 熱分離室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。

ハ 処理に伴って生じたガスを適正に処理することができるものであること。

二 熱分離を行う場合にあつては、前号に定める熱分離設備を用いて次に掲げる方法により行うこと。

イ 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分離を行うこと。

ロ 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分離を行うこと。

ハ 処理に伴ってガスを燃焼させる場合にあつては、排出口から火炎又は日本産業規格D八〇

○四に定める汚染度が二十五パーセントを超える黒煙が排出されないようにすること。

ニ 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。

附 則

この告示は、令和七年十一月二十一日から施行する。